

## 第2期館山市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び後期基本計画策定支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

この要領は、第2期館山市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「第2期総合戦略」という。）及び後期基本計画支援業務委託について、当該業務の目的及び内容に最も適した業者を選定するための公募型プロポーザルを実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### 2 委託業務の概要

- (1) 名称：第2期館山市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び後期基本計画策定支援業務委託
- (2) 履行場所：館山市
- (3) 履行内容：別添「第2期館山市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び後期基本計画策定支援業務委託仕様書」のとおり
- (4) 履行期間：委託契約締結日から令和3年3月26日（金）まで
- (5) 提案上限額：10,681,000円（消費税及び地方消費税を含む）  
内訳 令和元年度執行額 6,248,000円（消費税及び地方消費税を含む）  
令和2年度執行額 4,433,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 3 委託業務の趣旨・目的及び公募型プロポーザル方式採用の理由

館山市（以下、「本市」という。）では、現行の館山市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「第1期総合戦略」という。）が令和元年度に、第4次館山市総合計画の前期基本計画が令和2年度に、それぞれ計画期間が終了することに伴い、新たな計画として、第2期総合戦略及び第4次館山市総合計画の後期基本計画を策定する。

策定期間については、第2期総合戦略は令和元年度の1か年とし、後期基本計画は令和元年度から令和2年度までの2か年とするが、両計画の整合性等を図る観点から、後期基本計画の策定内容により、令和2年度に第2期総合戦略の改訂を行う場合もあり得ることとする。

両計画の策定に当たっては、社会情勢の変化や少子高齢化・人口減少の進展、地域間競争の激化、さらには、本市の抱える課題や厳しい財政状況を踏まえながら、広範にわたる基礎データの収集解析や市民意識の把握等、客観的かつ専門的な情報分析を行う必要があるため、価格の競争のみで選定するのではなく、豊富な経験と高い専門知識を活用した優れた提案及び事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用することとする。

#### 4 プロポーザル参加資格要件

- (1) 参加申請書（様式第1号）の提出期限日である令和元年7月16日（火）現在において、館山市入札参加資格者名簿の大分類「調査・計画」、中分類「地域計画」に登録している者。
- (2) この公告の日から決定の日までの間に、館山市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者。
- (3) 館山市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に定める暴力団排除措置要件に該当しない者。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者のほか、次のいずれにも該当しない者。
  - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
  - イ 対象事業の公告日前6カ月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者
  - ウ 会社更生法（平成14年法律第15号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
  - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (5) 配置予定技術者は、過去5年間（平成26年度から平成30年度まで）に、総合計画又は地方版総合戦略策定支援（総合計画又は総合戦略策定に係るアンケート調査や市民アンケートのみの場合を除く）に関する地方公共団体からの業務を直接受託し、かつその委託業務を履行し、成果物を納品した実績を有していること。

#### 5 事業スケジュール

項目	スケジュール（予定）
(1) 事業の告示・実施要領等公表	令和元年6月19日（水）
(2) 参加申請書及び企画提案書受付期間	令和元年6月19日（水）から 令和元年7月16日（火）まで
(3) 質問書の受付期間	令和元年6月19日（水）から 令和元年7月5日（金）まで
(4) 質問への最終回答予定日	令和元年7月10日（水） ※随時、市HPに掲載
(5) 参加資格審査結果通知	令和元年7月17日（水）
(6) プレゼンテーション審査	令和元年7月23日（火）
(7) 業者選定結果の通知	令和元年7月26日（金）
(8) 受注予定者との協議期間	令和元年7月29日（月）から 令和元年8月7日（水）まで
(9) 契約締結予定日	令和元年8月9日（金）

## 6 事業の告示・実施要領等交付

本プロポーザルに係る事業告示日から、実施要領等資料を下記のとおり交付する。

### (1) 交付資料

- ・第2期館山市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び後期基本計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領
- ・第2期館山市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び後期基本計画策定支援業務委託公募型プロポーザル様式
- ・第2期館山市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び後期基本計画策定支援業務委託仕様書

### (2) 交付方法

- ・館山市公式ホームページ内「しごと・産業情報/入札・契約/プロポーザル」からダウンロードすること。【URL】<http://www.city.tateyama.chiba.jp/>

## 7 参加申請・提案書等の提出に関する事項

### (1) 応募書類

- ・下記「提出書類一覧」のとおり

### (2) 募集期間

- ・令和元年6月19日（水）午前8時30分から令和元年7月16日（火）午後5時15分まで

### (3) 参加申請・提案書等提出方法

- ・担当課へ持参もしくは郵送により提出すること。
- ・郵送の場合は、上記（2）の募集期間内必着とする。また、配達記録が残る方法で郵送すること。
- ・持参の場合は、館山市役所閉庁日を除く各日の午前8時30分から午後5時15分間に提出すること。

### (4) 提案書等作成上の注意

- ・作成に当たっては日本語を用い、通貨は日本円とすること。
- ・消費税率については、10%として積算すること。
- ・下記「提出書類一覧」のうち、①・②・⑦については参加事業者名を記載した正本1部を提出すること。③・④・⑤・⑥については、番号順にファイルに綴じて、ファイルの表紙及び背表紙に参加事業者名を記載した正本1部と、参加事業者名を抜いた副本8部を提出すること。
- ・サイズは日本工業規格によるA4判とすること。ただし、図表等についてはA3判を折り込んでも構わない。

○提出書類一覧

提出書類	留意事項
①参加申請書（様式第1号）	
②会社概要書（様式第2号）	会社パンフレット等、任意様式の添付も可とする。
③企画提案書（任意様式）	原本には代表者印を押印すること。 本業務に対する基本的な考え方、取組方針を記載するとともに、仕様書に示す各業務内容について、具体的な手法及び提案を記載すること。
④類似業務実績書（様式第3号）	直近5ヵ年の類似業務の契約実績を最大7件まで記載する。また、業務実績の内容が確認できる書類を（契約書の写し等）を添付すること。
⑤業務スケジュール案（任意様式）	履行期間中における業務スケジュール案を記載すること。
⑥業務実施体制（様式第4号）	管理技術者（1名）及び担当技術者（全員分）について記載すること。また、担当技術者が他の企業等に所属する場合、その企業名等も記載すること。
⑦見積書（任意様式）	合計金額のほか、年度ごとの金額を記載し、本体価格並びに消費税及び地方消費税の額を明記すること。 追加提案した業務を含め、業務遂行に必要となるすべての作業項目及び経費を見積もるものとし、人工・回数・単価等がわかるように記載すること。

## 9 質問書の受付及び回答

本業務及びプロポーザルについて質問がある場合は、令和元年6月19日（水）午前8時30分から令和元年7月5日（金）午後5時15分までに質問書（様式第5号）を、電子メール又はFAXにより担当課へ提出するとともに、電話により担当課へ提出したことを連絡すること。

質問に対する回答については、令和元年7月10日（水）までに、館山市公式ホームページ内に随時掲載する。

## 10 参加資格の確認及びプレゼンテーション審査の詳細通知

提出された申請書等により参加資格を確認し、資格の有無及び参加資格を満たす事業者のみプレゼンテーション審査当日の集合時刻等詳細を電話・FAX等により連絡する。

提案資格確認結果通知書（様式第6号）は、プレゼンテーション審査当日に手渡す。

なお、参加が認められなかった者に対しては、参加を認めない理由を記載して郵送する。

## 1 1 評価方法及び評価基準

### (1) 評価方法

本業務の履行に最も適した契約の受託候補者を、厳正かつ公正に決定するため、第2期館山市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び後期基本計画策定支援業務委託受託候補者審査会（以下「審査会」）を設置し、審査会委員が、提出された企画提案書に基づくプレゼンテーションの内容について、下記（2）の評価基準に対して、（3）の採点を行い、最高点を得た者を受託候補者として選定するものとする。

見積額の配点（15点、自動計算）を除く評価項目の点数（85点）について、審査会委員全員の平均点が51点（平均的な内容）未満の事業者は失格となる。

なお、最高得点者が2提案者以上になった場合は、審査会委員の協議により受託候補者を選定する。

### (2) 評価基準

評価項目	採点基準	配点
● 計画策定支援に対する基本姿勢 【企画提案書】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「まち・ひと・しごと創生法」のほか、関連法令を理解し、必要な知識を有しているか。</li> <li>・本市の特性や各分野の計画・施策等を的確に把握しており、本業務の目的、仕様書の趣旨を十分に理解しているか。</li> <li>・本業務に対する取組意欲が高く、熱意が感じられるか。</li> </ul>	10
● 現状の把握 【企画提案書】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の現状を把握するため基礎調査・分析から課題整理までの手法について、適切な提案がされているか。</li> </ul>	5
● 現行計画の総括 【企画提案書】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行計画（館山市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第4次館山市総合計画の前期基本計画）の総括に係る分析・評価の手法について、効果的な提案がされているか。</li> </ul>	5
● 市民アンケートの実施・分析 【企画提案書】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査項目等についての考え方や、実施・分析方法が、社会情勢の変化等の動向を踏まえた効果的なものとなっているか。</li> <li>・実施手順が効率的であるか。</li> </ul>	5
● 会議等の運営支援 【企画提案書】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画審議会や地区別懇談会（まちづくり座談会）の運営支援の考え方や手法が効果的なものとなっているか。</li> <li>・会議運営に関わる姿勢が積極的であるか。</li> </ul>	5

<p>●人口ビジョン及び総合戦略、後期基本計画の内容に関する具体的な提案</p> <p>【企画提案書】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会情勢の変化や時代潮流の動向等の整理・分析について適切な提案がされているか。</li> <li>・市民参画の手法や市民ニーズの把握・分析について適切な提案がされているか。</li> <li>・人口ビジョンの改訂に対する考え方が、本市の人口減少対策にとって適したものとなっているか。</li> <li>・総合戦略の策定について、達成目標・指標の設定を含め、効果的で適切な進め方や支援の方法が示されているか。</li> <li>・後期基本計画の策定について、達成目標・指標の設定を含め、効果的で適切な進め方や支援の方法が示されているか。</li> </ul>	25
<p>●独自提案等</p> <p>【企画提案書】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書の業務内容をさらに充実させるような積極的な意見、独自の効果的な提案等がされているか。</li> </ul>	5
<p>●業務実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去5年間（平成26年度～平成30年度）に本業務又は類似業務に関する十分な実績を有しているか。</li> </ul>	5
<p>●スケジュール</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務に関する作業工程及び市との役割分担が具体的であるか。</li> <li>・実効性の高いスケジュールとなっているか。</li> </ul>	5
<p>●業務実施体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務量に見合う人員が適正に配置され、配置予定技術者が十分な実務経験を有しているか。</li> <li>・本市との打合せや問合せに的確・迅速に対応でき、円滑かつ確実な業務を遂行可能と判断できる体制が組まれているか。</li> </ul>	10
<p>●プレゼンテーション能力</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画提案の内容がわかりやすく、明確で説得力のある説明をしているか。</li> <li>・審査員の質問に対して的確に回答しているか。</li> </ul>	5
<p>●見積額</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容に見合った適正な見積もりとなっているか。</li> </ul>	15
合 計		100

### (3) 審査項目の採点基準

採点は、次に示す5段階評価による得点の付与を上記(2)に示す評価項目ごとに行い、合計得点を算定する。

評価	判断基準	得点化方法
A	特に優れている	各項目の配点×1.0
B	優れている	各項目の配点×0.8
C	平均的な内容である	各項目の配点×0.6
D	仕様は満たしているが、内容が劣る	各項目の配点×0.4
E	提案ができていない(不記載・不適合)	各項目の配点×0

※小数点以下については、小数点第2位を四捨五入して算出する。

※見積額の配点については、最低提案価格を1位(15点満点)とし、2位以下は、「(1位の提案価格/当該事業者の提案価格)×15点(小数点第2位を四捨五入)」とする。

## 12 プレゼンテーション審査について

本プロポーザルの審査は、審査会委員が、本要領11で示す評価方法及び評価基準に基づいて提出書類及びプレゼンテーションの審査を行い、最も優れている提案を特定する。

なお、プレゼンテーションの実施方法等については、次のとおりとする。

- ・プレゼンテーションの準備は5分以内とする。
- ・プレゼンテーションの時間は1事業者当たり30分以内とする。
- ・プレゼンテーションの実施終了後、約10分の質疑応答時間を設ける。
- ・出席者は合計3名以内とし、発表は、必ず管理技術者等、本業務の主たる担当者が行うこと。
- ・プレゼンテーションは、提出書類を用いて行うものとし、当日の差替えや資料の追加は認めないものとする。
- ・プレゼンテーションに必要となるパソコン等の機器類は、各事業者で用意すること。  
ただし、スクリーン及びプロジェクターは本市で用意する。
- ・審査の公平性、透明性を確保するため、社名等が審査委員長及び委員にわからないようにすること。
- ・実施日 令和元年7月23日(火) 午前10時から
- ・実施場所 館山市役所内会議室  
(住所：館山市北条1145-1)

※会場の場所等詳細は、審査に参加する事業者に追って通知する。

### 13 プレゼンテーション審査の辞退

事業者の都合により、プレゼンテーション審査を辞退する場合には、書面（任意様式）に記名押印のうえ、事務局へ持参又は郵送することとする。

なお、辞退した場合であっても、その後、辞退したことによる不利益は生じない。

### 14 業者選定結果の通知

選定結果を電子メールにより通知した上で、結果通知書（様式第7号）を郵送する。

(1) 通知予定日

令和元年7月26日（金）

(2) 審査の内容についての問合せには一切応じないものとする。また、審査結果に対する異議申立ては受理しないものとする。

### 15 選定結果の公表

選定結果については、下記のとおり公表する。

(1) 公表事項

参加事業者名（受託候補者のみ）、各評価項目得点、合計得点 等

(2) 公表方法

館山市公式ホームページ内に掲載する。

### 16 契約の締結

(1) 受託候補者と業務の詳細を協議の上、契約を締結する。

（地方自治法施行令第167条の2第2項による随意契約）

(2) 受託候補者に事故があり、契約締結が不可能となった場合又は受託候補者との協議が整わない場合、次点者と業務の詳細等を協議のうえ、契約を締結する。なお、受託候補者と契約が締結された場合、次点者へ速やかに連絡する。

(3) 契約に係る前払金の支払いは行わない。

### 17 その他

(1) 次のいずれかに該当する場合は、失格又は提出書類を無効とする。

- ・ 企画提案書等の必要書類を期日までに提出しない場合
- ・ 本要領4の参加資格要件を満たしていないと判断される場合
- ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・ 見積額が提案上限額を超えている場合
- ・ プレゼンテーション審査に理由なく欠席した場合
- ・ 選考の公平性を害する行為があった場合
- ・ 前各号に定めるものの他に、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査会委員長が失格であると認めた場合



- (2) 参加申請書及び企画提案書等の作成、提出並びにプレゼンテーション等に関する必要経費は、すべて当該提案者の負担とする。
- (3) 提出書類は、返却しない。
- (4) 参加申請書及び企画提案書等の提出後は、原則として記載内容の変更を認めない。
- (5) 企画提案書等の作成のために本市から受領した資料等は、了解なく公表し、又は使用してはならない。
- (6) 各参加者の審査時間に間に合わない場合は、審査会を棄権したものとみなす。
- (7) 提出書類に記載した担当者は、病気・死亡等の極めて特別な事情を除き、変更することはできない。
- (8) 本業務に係る情報公開請求があった場合は、館山市情報公開条例に準じ、提出書類を公開することがある。
- (9) 提案者が1者であっても、受託候補者の選定を行う。ただし、審査会委員全員の平均点が51点（平均的な内容）以上となった場合に限る。
- (10) 本プロポーザルを公正に執行することが困難と認めるとき、その他止むを得ない事情があるときは、本プロポーザルを延期又は中止することがある。

## 18 事務局及び書類等提出先

〒294-8601

千葉県館山市北条1145-1

館山市総合政策部企画課 企画係

電話：0470-22-3163

FAX：0470-23-3115

E-mail：kikakuka@city.tateyama.chiba.jp